

第 5 1 号議案

市道路線の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次のように市道路線を変更する。

路線名		起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	路線変更区間
市道 第1510号線	旧	東大和市桜が丘 4丁目309番1先	東大和市桜が丘 4丁目310番2先	5.00	53.72	増延長 17.08m
	新	東大和市桜が丘 4丁目309番1先	東大和市桜が丘 4丁目336番2先	5.00	70.80	増面積 87.69 m ²